

## 早稲田大学国際法研究会会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、早稲田大学国際法研究会と称する。

2 英文名を、Waseda International Law Commission とし、その略称を WILC とする。

#### (会室)

第2条 本会の会室は、早稲田大学三〇号館西棟八一六号室に置く。

#### (目的)

第3条 本会は、国際法に関する活動を行うことにより、会員の国際法に関する見識を涵養すること、及び本会に在籍した学生として広く世界で活躍することを目的とする。

#### (活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、その年度の総会及び役員会が定めるところにより、活動を行う。

### 第2章 会員

#### (種別)

第5条 この会の会員は、次の二種とする。

(一) 運営役員として、総会によって選任された会員

(二) 通常会員として、この会の目的に賛同、入会し、所定の入会手続きを済ませた早稲田大学に在籍する学生

#### (入会)

第6条 入会について、不当な差別をしてはならない。

2 入会の申し込みは、入会申込書を役員に提出をすることによって、これを行う。

3 前項により申込を受けた役員は、その入会申込書を役員会に提出する。

#### (会費)

第7条 会員は、入会時に、入会費として二千円を納入しなければならない。

#### (退会)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会とする。

(一) 早稲田大学の学籍を離脱したとき。

- (二) 退会申込書を提出したとき。
- (三) 本人の死亡、又は役員会により活動継続が不可能とみなされるとき。
- (四) 第38条に定める、除名処分がなされたとき。

### 第3章 運営役員

#### (構成)

第9条 次の各号に定める運営役員を置く。

- (一) 幹事長
- (二) 副幹事長
- (三) 会計
- (四) 新入生担当班長
- (五) 模擬裁判担当班長

2 運営役員は、これを兼任することができない。

3 運営役員の任期は、選出された年度の三月一日から、一年間とする。

#### (選任)

第10条 運営役員は、総会による選挙によって、会員の中から選任する。

#### (解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会は、過半数の賛成により、役員を解任することができる。

- (一) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (二) 運営役員がこの会則の定める業務を著しく怠ったとき。

#### (幹事長)

第12条 幹事長は、次の各号に定める権限を有し、また、その職務を全うする。

- (一) 本会の全ての活動に関して、監視し、警告をすること。
- (二) 本会の代表として、対外的事務を行うこと。
- (三) この会則によって個別に与えられた職務を遂行すること。
- (四) その他、役員会によって個別に与えられた職務を遂行すること。

#### (副幹事長)

第13条 副幹事長は、次の各号に定める権限を有し、また、その職務を全うする。

- (一) 必要に応じ、幹事長の職務を代行すること。
- (二) 本会の活動によって生じた紛争、及び各運営役員の権限の分配に関する紛争を一次的に仲裁すること。ただし、総会又は役員会に付すべき事項及び自己に関する事項については、仲裁を

行ってはならない。

(三) この会則によって個別に与えられた職務を遂行すること。

(四) その他、役員会によって個別に与えられた職務を遂行すること。

(会計)

第14条 会計は、次の各号に定める権限を有し、また、その職務を全うする。

(一) 本会の全ての財産並びに収入及び支出を、善良なる管理者の注意を以て管理すること。

(二) 前号の目的を達するために、本会の全ての、財産並びに収入及び支出に関する帳簿を作成し、総会に提出すること。

(三) 総会に提出すべき、当該年度の予算及び決算を作成すること。

(四) 総会によって予算が否決された場合に、予算を修正すること。

(新入生担当班長)

第15条 新入生担当班長は、次の各号に定める権限を有し、また、その職務を全うする。

(一) 本会の広報活動をし、新入生を勧誘すること。

(二) 前号の職務を遂行するため、LINE、Twitter、その他のアカウントの管理をすること。

(模擬裁判担当班長)

第16条 模擬裁判担当班長は、次の各号に定める権限を有し、また、その職務を全うする。

(一) 模擬裁判大会に係る活動について、監督をすること。

(二) 本会が主催する模擬裁判大会の問題を作成すること

(権限及び職務の委任)

第17条 各運営役員の権限及び職務は、他の会員にその一部を委任することができる。

## 第4章 役員会

(役員会の構成)

第18条 役員会は、全ての運営役員でこれを構成し、特別の事情がない限り、全員の出席で開催する。

2 やむを得ない事情があるときは、運営役員は、事前に書面により報告を行い、意見を提出し、議決することができる。

(会議)

第19条 役員会は、次の各号に定める会議を行う。

(一) 隔月で行う、本会の運営に関する定例会議

(二) 運営役員の要請により行う、特定の事項に関する臨時会議

(議長)

第20条 役員会の行う会議の議長は、幹事長がこれにあたる。

(議決審理事項)

第21条 役員会は、次に掲げる事項について、審議、議決する。

- (一) この会則の執行に必要な事項
- (二) 総会に付すべき事項の内容及び目的
- (三) 臨時総会の開催
- (四) 活動指針及び予定
- (五) 活動予算及び収支予算
- (六) 会員による改善の要求
- (七) 入会の申込み
- (八) その他本会の運営に関する事項

2 役員会は、審理過程の概要及び議決事項に関して議事録を作成しなければならない。

3 会員は、前項に定める議事録の公開を単独で請求できる。

4 役員会は、前項により請求がされたときは、遅滞なくそれに応じなければならない。但し、役員会が公開に適さないと判断したときは、その限りでない。

(事情聴取)

第22条 役員会は、総会を欠席した会員に除名の警告をすることが出来る。

## 第5章 総会

(種別)

第23条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第24条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、一年乃至三年次の会員の三分の二以上の出席がなければ、開会することができない。

(開催)

第25条 総会は、役員会が招集する。

② 通常総会は、年二回、九月及び三月に開催する。

③ 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (一) 役員会が必要と認めたとき。
- (二) 全会員の三分の一以上から請求があったとき。

(議長)

第26条 総会の議長は、幹事長がこれにあたる。

2 議長は、議決権を有しない。ただし、可否同数の場合は、27条後段による。

(議決)

第27条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(出席義務)

第28条 会員は、総会の召集に応じなければならない。

(書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 会員が前項により、事前書面表決をしたときは、出席したものとみなす。

(審議事項)

第30条 総会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

(一) 会則の変更

(二) 本会の解散

(三) 当該年度の活動内容

(四) 活動予定及び活動報告

(五) 収支予算及び収支決算

(六) 役員の選任及び解任

(七) 会員の除名処分

(八) 第40条による、改善要求棄却の取消し、及び改善の義務づけに関する事項

(九) その他本会の運営に関する重要な事項

(議事録)

第31条 総会の議事について、幹事長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(一) 日時及び場所

(二) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(三) 開催目的、審議事項及び議決事項

(四) 議事の経過の概要及びその結果

(六) その他議事録に記録すべき事項

(議事録の公開)

第32条 総会の議事録は、常に、全ての会員が閲覧できるように公開しなければならない。

## 第6章 会計

### (経費)

第33条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

### (事業年度)

第34条 本会の事業年度は三月一日から翌年の二月末日までとする。

### (事業計画及び予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会計が作成し、役員会及び総会の議決を経なければならない。

### (事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会計が作成し、役員会及び総会の議決を経なければならない。

## 第7章 雑則

### (会則の変更)

第37条 この会則は、総会において出席者の五分之四の賛成により変更することが出来る。

2 会員は、総会の変更案を役員会に単独で提出出来る。

3 役員会は、前項により提出された変更案について、提出後の役員会において直ちに審理し、必要と認めたときは総会の招集を行うことが出来る。

4 前2項により変更案を提出した会員で、当該変更案につき役員会から総会の招集がかけられなかった者は、その処分につき理由の開示を役員会に求めることが出来る。

### (除名)

第38条 会員が、次の各号に該当するときは、総会の議決により、除名処分とする。ただし、除名処分を決定する総会において、十分に防御、弁解をする機会が与えられなければならない。

(一) 適用される法令に違反したとき。

(二) 社会通念に著しく反する行為をし、もって、本会の名誉を毀損し、又は風紀を乱したとき。

(三) 第28条に違反し、又は22条に定める警告に従わなかったとき。

(四) 他会員に対し、社会通念上耐え難い苦痛を与えたとき。

2 会員は、他会員が前項に掲げる各号の何れかに該当することを、単独で役員会に通告することが出来る。

3 役員会は、前項による通告を受けたときは、遅滞なくその真偽を審理し、議決しなければならない。

い。

4 役員会は、前項につき真実であると議決したときは、直ちに前1項に定める手続を取らなければならない。

(改善要求)

第39条 会員が、本会の活動又は制度に関して、著しく不当であると思料するときは、役員会に対して、その改善を要求することができる。

2 前項により改善の要求がなされた場合は、役員会は、直近の定例会議又は臨時会議において、受領、審議、及び議決しなければならない。役員会は、審議の結果、必要と認めるときは改善要求を容認する議決をし、改善要求の一部又は全部に理由がなく、不当と判断されるときは、改善要求申立人及び全会員に対して相当の理由を付して棄却する旨を通知しなければならない。

(改善要求棄却の取消し及び改善要求義務づけ)

第40条 改善要求申立人は、前条2項により役員会によって改善要求が棄却されたことにつき、著しく正義に反すると思料する場合は、総会において直接、当該棄却の取消し及び改善要求の容認義務づけに関する審議、議決を要請することができる。

附 則

この会則は、2022年4月24日から施行する。